

・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<法務>

外国人労働者受入拡大

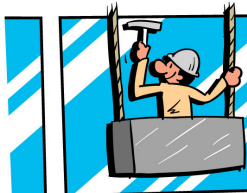
2019年4月1日から

新たな在留資格 「特定技能」 とは？

特定技能 1号

一定の技能・在留期間5年

帰国



試験

特定技能 2号

熟練技能・在留期間無制限

※内容のご質問等については、TEL 0258-35-4444 担当 高野・堀井 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●消費税改正セミナー● … 軽減税率導入等の直前対策ポイント…

軽減税率やインボイス制度について、税率アップのポイントと直前対策を解説します。

平成31年6月27日(木) 会場:パートナーズ PLAZA 内 時間 15:30~17:00

受講料:無料 お問い合わせ:0258-36-2685